

(仮称)河合町まちづくり基本条例 条文案

分 科 会	参画・協働分科会
-------	----------

大 項 目	参加・参画と協働
-------	----------

小 項 目	参画と協働のまち づくり
-------	-----------------

分	(分科会会長) ○ 簡潔に、なおかつ解釈が拡散しないように、誤解を生まないような条文づくりをめざしましょう。町の役割、町民の役割についての条文ですが、情報や学習の機会の提供まで書き込むかどうか。
科	(各委員) ○ 広陵町をモデルに、簡潔につくるのがいい。 ○ 主語が「町」となっている項、「町民」となっている項、両方に共通して書かれている項もある。 ○ 町・町民の両方の役割を書くことは必要。 ○ 広陵町と王寺町を参考にする。 ○ 方法とか仕組みにまで触れているのは名張市だが、ここまで必要かどうか。 ○ 名張市では参画のための手法やパブリックコメント等まで書かれているが、河合町では、これらについては「行政経営」のところでいずれ条文化されるので、必要ないのでは(NPO政策研究所)。 ○ 参画・協働については「基本分科会」で定義している。ここでは、そういうまちづくりを進めるにあたって、町と町民の役割や対等な関係を規定すればいい。
会	(分科会会長) ○ 広陵町を参考にするということで、事務局で文案を作成してください。 ○ ただし、「基本分科会」での町民の権利のなかに一本化するという方法もありますが、どうでしょうか。そこでは町政への参加・参画の権利が中心で、ここでは町政に限らず、広くまちづくりへの参加・参画について書かれており、少しニュアンスは違いますが。一本化するのか、分けるのがいいのか、事務局の考えはいかがですか。
意	(事務局) ○ 当初は分ける考えで作業を進めていましたが、現段階ではどちらがいいのかは事務局内で検討中です。審議会でのご意見をもとに、方向を決めようと考えております。
見	(分科会会長) ○ とりあえず分科会としては、必要な内容を簡潔に入れるということにし、後は全体調整で漏れ落ちのないようにしていくことにしましょう。
	(参考) 基本分科会条文案 (町民の権利) 第●条 町民は、まちづくりの主体として、町政に関する情報を知る権利及び町政に参加、参画する権利を有します。 2 町民は、個人として尊重され、公正な行政サービスのもと安全で安心な生活を営む権利を有します。

	3 前2項に規定する市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、その権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けません。
条文案	(参画と協働のまちづくり) 第●条 町は、市民の自主性を尊重しながら、参加、参画と協働のまちづくりを推進しなければなりません。 2 市民及び町は、相互に協働するときは、対等な関係を維持し、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければなりません。 3 市民及び町は、まちづくりに参画するにあたり、互いの意見や活動を尊重し、責任ある行動をとるよう努めなければなりません。

小項目	計画、審議機関への参加
分科会意見	(各委員) ○ 論点にある「地域・年齢・性別・障がい者等」と細かく書くよりも、すべての市民の参加の権利を書くところなので、簡潔に書く方がいい。 ○ 王寺町のように、制度については「必要な事項については別に定める」とした方がわかりやすい。 ○ 王寺町や上牧町のように簡潔に書くか、広陵町のように細かく書くかは、町の主体性によるのでは。 ○ 広陵町は、職員が何をすべきかを細かく書いている。職員の意気込みが感じられる(NPO政策研究所)。 ○ 広陵町をベースに、簡潔にまとめるはどうか。 ○ 審議会等の開催及び会議録の公開・非公開の旨(原則公開)をどこまで書き込むのか。 ○ 上牧町にある、委員選任に当たっては「原則として市民からの公募」は大切な視点。「必要に応じて」となると、担当の恣意的判断になってしまう。 (分科会会長) ○ どう書くかは町役場に委ねますが、河合町なりの主体性を発揮してください。審議会等への参加に加え、広陵町の第7項にある「自由な意見交換…が行える場や機会を設定」は大切なことですので、文案を工夫して入れましょう。
条文案	(審議会等への参加) 第●条 町は、重要な条例の制定及び改廃並びに計画の策定及び改廃にあたっては、適切な時期に多様な手段で市民の参加、参画を図るものとします。 2 町は、審議会等の委員を選任する場合は、原則として市民からの公募委員を含めるよう努めるものとします。 3 町は、審議会等の会議について、法令等の定めのあるもの及び個人情報に関するものを除き、原則として公開するとともに、開催情報、会議の記録等を公表するものとします。

小項目	まちづくり活動への 支援・町民公益活動 (NPO)
分 科 会 意 見	(各委員) ○ 広陵町スタイルがいいと思う。公益活動のわかりやすい定義を入れる。 ○ 公益活動については、いずれにしろ逐条解説でわかりやすく定義する必要がある。 ○ どの自治体も、大体同じような条文になるのでは。 ○ 丹波市では、公益活動に参加することに加え、「自分たちで立ち上げる」ことができる。広陵町でも「形成し、または参加することができる」とあり、重要な視点。 ○ 「大字・自治会」活動以外にも（すべてを自治会などに委ねるのではなく）、こうした有志によるテーマ型の活動も大切。町として、今後どう進めていくのかのプランが求められてくる。丹波市のように「必要な事項については、別の条例で定める」とまで踏み込む姿勢を持つかどうか。町の今後の取組みが問われてくる（NPO政策研究所）。 ○ 「手話言語条例」との整合性や、他にもボランティア活動に関する条例等がないか、町の方で点検を。 (分科会会長) ○ それでは、ご意見をもとに、町で文案を作成してください。
条 文 案	(町民公益活動) 第●条 町民は、自発的かつ自主的な意思に基づき、広く社会的課題の解決やまちづくりを目的とした非営利で公益的な活動を行う団体（以下「町民公益活動団体」といいます。）を自ら立ち上げ、又は参加することにより、新しい公共の担い手として活動することができます。 2 町民公益活動団体は、社会的課題の解決やまちづくりのために多様な主体と積極的に協働するよう努めるものとします。 3 町長は、町民公益活動団体の役割と主体性を尊重するとともに、その活動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとします。